

- ◆ 専門医確保事業で連携している医療機関等と新たに「遠隔連携診療」に係る契約を締結
 - ⇒ 患者の同意を得た上で診療を実施した場合にその経費を補助するメニューを「へき地専門医療確保事業」に新設（令和6年度開始）
- ◆ 専門医による対面診療に加え、遠隔による連携診療も可能とすることで専門診療を多重化
 - ⇒ へき地住民の受診機会の確保を強化・支援する。

想定される遠隔連携診療の実施場面

- 荒天による交通機関の欠航により、遠隔連携診療で代替
- 年4回の対面診療に加え、年2回の遠隔連携診療を実施し、2か月に1度の受診機会を確保
- 同じ村内の島間で専門医の遠隔連携診療を実施し、住民の移動負担を軽減

導入ステップ

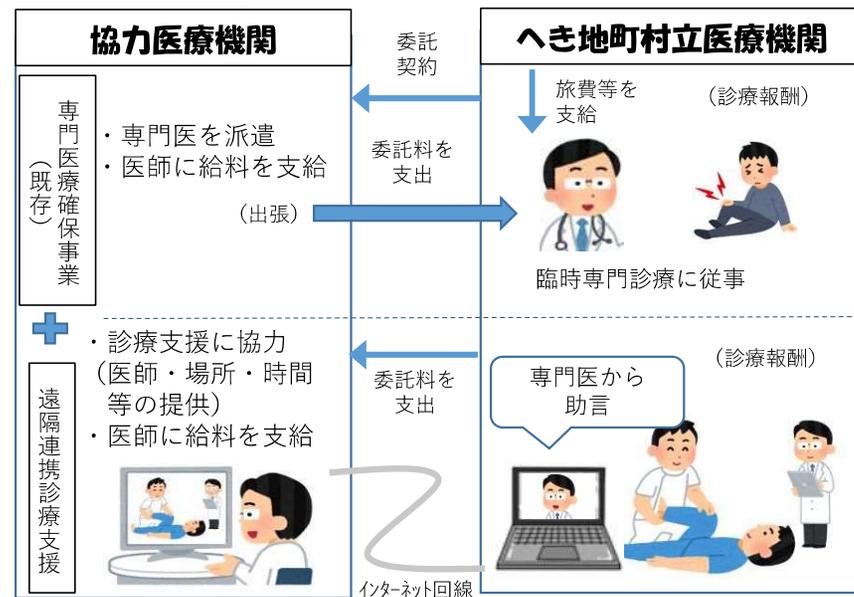
- ① 導入検討
- ② 情報通信機器購入
- ③ 協力医療機関と事前協議、
試行実施
- ④ 協力医療機関と契約
- ⑤ 遠隔連携診療実施
(要患者の同意)

【現行】へき地専門医療確保事業（基準額＝上限 10/10）

区分	1 基準額	2 対象経費
医科	(1) 小笠原村を除く島部 3,080,000円 (2) 小笠原村 9,566,000円 (3) 郡部 2,403,000円 (4) 災害復旧時等特別な事情により特に重点的に医療対策を図るため実施する地域 1科目につき 3,080,000円	(対象職種) 医師、看護師、薬剤師、視能訓練士、理学療法士、臨床検査技師、放射線技師、ソーシャルワーカー等 (経費) 報酬、賃金、報償費、旅費、委託費、損害保険料、諸経費
歯科	(1) 小笠原村を除く島部 8,491,000円	(対象職種) 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等 (経費) 報酬、賃金、報償費、旅費、委託費、損害保険料、諸経費

対面
+
オンライン

◆ イメージ



※ 遠隔連携診療の委託先が広尾病院の場合は、遠隔診療実施に係る委託料は本事業の対象外（へき地医療拠点病院運営事業により補助）

【新規メニュー】「遠隔連携診療支援」（基準額＝上限 10/10）

区分	1 基準額	2 対象経費
医科 歯科 共通	(1) 遠隔連携診療実施分 (試行2回分を含む) 1,076,000円 (2) 情報通信機器購入経費 パソコン、タブレット (スマートフォンは除く。)、 カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等 400,000円 ※1医療機関 1回限り	(対象職種) 医師、看護師、薬剤師、視能訓練士、理学療法士、臨床検査技師、放射線技師、ソーシャルワーカー等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等 (経費) 報酬、賃金、報償費、委託費、備品購入費、一般需用費、諸経費